

共和党最高裁の権力化と民主主義的抑制

大 澤 秀 介

1 はじめに

共和党の大統領によって任命されたトーマス（Clarence Thomas）裁判官やアリート（Samuel Alito）裁判官ら保守派裁判官が多数を占めるようになった連邦最高裁判所が最近かなり保守化しているという指摘は、アボーション規制、銃規制、アフターマティヴ・アクション規制などにかかわる諸判決などに関連してなされてきた¹。

とくにトランプ（Donald J. Trump）大統領によって任命されたカバノー（Brett Kavanaugh）、ゴースッチ（Neil Gorsuch）、バレット（Amy Coney Barrett）各裁判官を中心とする強固な保守的信条を抱く裁判官が中心となって連邦最高裁の判決動向を左右するようになって以後、その保守化傾向は一層顕著になった。そのような連邦最高裁は、まさに共和党最高裁といってもよい状態にある。以下、本稿では保守化した連邦最高裁と共和党最高裁を、相互互換的に用いる。共和党最高裁の存在を示した1つの頂点が、Roe v. Wade²で憲法上の権利として認められたアボーションの権利を完全に覆した Dobbs v. Jackson Women's Health Organization³である⁴。しかし、このような連邦最高裁の保守化の傾向は、現在さらに深くかつ広い分野に及んでいるようにみられる。

そこで、本稿では、まず2023年度開廷期における注目すべき判決を通して、保守派裁判官の見解がどの程度強くそして深く判決に表れているのかを見ることにする。2023年度の開廷期においても多くの判決が下された。当該開廷期における重要な判決としては、今後の影響が大きいとされる

ソーシャル・メディアのプラットフォームと修正1条との関係について、プラットフォームが新聞と同様の編集上の裁量を修正1条の下で有するかが争点とされた *Moody v. NetChoice, LLC*⁵ も存在する。ただし、この判決の争点は今後より内容が詰められ、議論が展開していくものと見られることから、ここではとりあえず現在の共和党最高裁を分析する上で重要な以下の判決を中心に瞥見する。

具体的には、本稿では2023年度開廷期における判決として、大統領の公務上の行為に対する免責にかかわる *Trump v. United States*⁶、行政国家と裁判所の役割に関する *Loper Bright Enterprises v. Raimondo*⁷ とそれに関連して *Corner Post, Inc. v. Board of Governors of the Federal Reserve System*⁸ やその他の判決を取り上げる⁹。これらの判決を重視する理由としては、2つあげられる。第1に、これらの判決が、共和党最高裁の統治分野に関する方向性を示していることである。第2に、これらの判決では、共和党最高裁が、これまでの連邦最高裁を支えてきた判例法理から逸脱する可能性を示していることである。その逸脱が持つ意味とはどのようなものかを検討する必要があると考える。

つぎに、共和党最高裁が保守派裁判官を中心にこれまでの連邦最高裁の判例法理を大きく逸脱する可能性があるとするれば、それを抑制し矯正する必要が生じる。その手段としては、連邦の統治部門間での自由主義的観点からする抑制が考えられる。そのような抑制は、最近の動きの中では、政治部門で行われる連邦最高裁裁判官への任命過程を通じて行うとされてきた。もっとも、連邦議会が近時アメリカ政治の分断化を背景に共和党と民主党との間での協調がなかなか取れない傾向があること、さらに任命過程におけるフィリバスターが廃止されたことから、連邦議会による事前の抑制は難しくなっている。

そのようなことを考慮すると、大統領による連邦最高裁裁判官指名段階における事前の抑制を期待することが、その効果の点で最も妥当な方法のようにも思える。大統領による連邦最高裁裁判官候補者の指名過程をより

オープンなかつ中立的な形式にするということは考えうるところである。ただし、指名過程のオープン化や中立化も現在の政治の分断化状況の中では難しいと思われる。また、最近の民主党の大統領による連邦最高裁裁判官の指名の傾向を見ると、リベラル色のあまり強くない人物が指名されることが多く¹⁰、共和党最高裁の中で保守派裁判官に対峙するグループを形成することは困難であるように思われる。

いま述べたような状況の中では、連邦最高裁の過度の保守化に対する抑制を民主主義の観点から考慮するということがありうる。その点で興味深い判決が *Moore v. Harper*¹¹ である。Moore 事件では、州最高裁で連邦議会の下院議員選挙の選挙区割における党派的ゲリマンダリングを選挙権の保障や平等原則に反するとして判断することの是非が争われた。連邦最高裁の審理では、合衆国憲法の選挙条項の下で連邦の選挙規制は州議会のみが規律するべきであるとする独立州議会論が州によって主張された。独立州議会論は、州の最高裁や州民投票による連邦選挙の規制を認めないというものであり、それは立憲民主主義や直接民主主義を排する見解であり、また州の自律的な判断に制約をかける点では、従来保守派の見解とされてきたフェデラリズムの重視ということに反するものである。

Moore 判決では、ゴーサッチ、アリート裁判官の同調するトーマス裁判官の反対意見は、明確に独立州議会論を採用すべきことを支持している。さらに 2015 年の *Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting Commission*¹² などを踏まえると、将来的に連邦最高裁が独立州議会論を採用する可能性は高いと思われる。もっとも、このような共和党最高裁の姿勢は、従来の保守派の見解とは異なるものといえる。そこでは、共和党最高裁が独立州議会論を採用することによって、共和党最高裁の民主主義的抑制について州段階レベルでの民主主義的手段を通しての統制の困難さを示しているように思われる。本稿では、その点に関する若干の検討を行うことにしたい。

2 2023 年 10 月開廷期の判決

2022 年開廷期における Dobbs 判決は、1973 年の Roe 判決以来 50 年近く憲法上の権利とされてきたアボーションの権利を完全に否定したものとして、大きな政治的、社会的反響を呼んだ。それに対し 2023 年開廷期は、ある意味それ以上の重要な内容を含んだ一連の判決が下された。ここでは、それらの判決の中でも、本稿でいう共和党最高裁との関係で注目されるすでに触れた判決について、以下順次見ていくことにしたい。

(1) Trump v. United States

①事実の概要

2023 年 10 月開廷期に下された連邦最高裁の判決の中で、最もマスコミの注目を浴びたのは、Trump v. United States である。この事件の事実はずいぶん複雑なものであった。トランプ大統領の支持者が議事堂を襲撃した 1 月 6 日は、憲法の規定に従い各州における大統領選挙の投票結果を認証する手続が行われる日であった。合衆国憲法修正 12 条によれば「上院議長は、上院議員および下院議員の出席の下に、すべての認証書を開封したのち、投票を計算する。大統領として最多数の投票を得た者の票数が選挙人総数の過半数に達しているときは、その者が大統領となる。」¹³とされていた。

上院議長であるペンス副大統領は、トランプ大統領から再三上院議長として選挙結果の認定を阻止するよう求められていたが、6 日の上下院の合同会議に先立つ声明でそのような権限は憲法上有しないとして拒否することを明らかにした。ところが、この日の朝、選挙で不正があったとツイートしたトランプ大統領は、12 時に議事堂近くで前日から抗議デモをしていた熱狂的な支持者を前に演説し、選挙が民主党やメディアによって「盗まれた」として、議事堂へ自分とともに行こうと述べた。それに応じた数千人の支持者は議事堂へ向けて進み、議事堂を占拠した。その際、阻止に動いた警察や州兵との間で衝突を引き起こし、多くの死傷者が発生した。

その後、この議事堂襲撃事件におけるトランプ前大統領のかかわりについて調査を行っていたスミス（Jack Smith）特別検察官（Special Counsel）は、トランプ前大統領に対して4つの訴因に基づいて起訴した¹⁴。起訴状によれば¹⁵、トランプ前大統領は選挙不正があったという嘘を広めて動揺を引き起こすことによって人々の間に大きな不信感をもたせ、連邦政府の根底を支える大統領選挙の投票結果を集めて計算しそれを認証するという政府行為を損ねようと共謀したとされた¹⁶。この事件で、連邦地裁は、トランプ前大統領の主張である、大統領にあることを根拠に刑事事件で免責されるとの見解を退け、連邦高裁もそれを支持した。

②連邦最高裁判決

連邦最高裁は、6対3の判決で連邦高裁の判断を覆した。ロバーツ首席裁判官の執筆する法廷意見は、本件の争点を「前大統領は、その任期中公務を含むとされる行為の刑事訴追に対する大統領免責を有するのか、有するとすればその範囲はどこまでか」に絞って判断するとした¹⁷。その上で、まず法廷意見は、前大統領は公務上の行為（official act）が憲法によって付与された権限の核に当たるときには、絶対的な免責を有するとした¹⁸。また、公務上の行為に対する刑事訴追については権力分立原理に基づき少なくとも免責の推定が働くとした¹⁹。それに対して、公務ではない行為に対しては、免責を有しないとした²⁰。

法廷意見は、このような原則によって判断すると、まずトランプ前大統領が連邦議会議事堂での大統領選挙当選人の選出に関する議事を妨害するために共謀したという点については、前大統領が司法省に選挙不正の調査を命じたという公務がかかわっており、それは憲法上大統領に課された法の適正な執行に根拠をおくものであるから、絶対的に免責されるとした²¹。つぎに、上院議長としての副大統領に選挙結果の変更を求めたとされる点については、少なくとも免責が推定されるが、選挙結果の認証は副大統領が上院議長として行う職務であることによって、免責が覆されるか

否かの判断については、下級審に差し戻すとした²²。その他の訴追については、いま述べた司法省や副大統領と大統領の間の関係と異なり、州の公務員や私人との関係についてであり、それらに前大統領の行為が公務に関連しているかないかについて、下級審に差し戻すとした²³。

③反対意見

いま述べた法廷意見に対して、厳しい批判を展開したのがソトマイヨール裁判官の反対意見である²⁴。ソトマイヨール反対意見は、法廷意見は憲法テキスト、歴史そして先例に反しまった根拠を有しないものであると強く批判した。とくに歴史的根拠については、ハミルトン（Alexander Hamilton）やマディソン（James Madison）らの憲法起草者の見解をあげながら、法廷意見の論拠の薄弱性を指摘し、法廷意見は歴史を有利な場合だけ参照するにすぎないと非難した²⁵。

さらに、ソトマイヨール反対意見は、法廷意見は憲法テキストはじめ上記の根拠に依拠することができないために、*Nixon v. Fitzgerald*²⁶の比較衡量論に依拠せざるを得なかったが、それは法廷意見を支えるものではないとした。*Fitzgerald*判決では、係争中の民事訴訟を維持する公益と執行府の権限と作用に対する侵害の危険性との間の比較衡量がおこなわれた。ただし、そこでの公益は比較的軽かったので、大統領の損害賠償請求に対する免責が認められたのであって、その点で刑事訴追に対する免責が争点となっている本件では、公益の方が重いと判断されるべきであると強調した²⁷。

ソトマイヨール反対意見は、さらに本判決の今後及ぼす影響は明確であるとした。それは、法廷意見に従えば、今後大統領は公務に関するものとして権限を行使さえすれば、刑事訴追から免れることができ、恩赦と引き換えに賄賂を受け取っても免責されることになってしまうとした。このため法廷意見は、大統領が公務として権限を行使するすべての場合において、法の上に位置する王様としてしまい、それは民主主義にとっての脅威を及ぼすものであるという非常な危惧を示した²⁸。

④法廷意見への批判

Trump 判決に対しては、多くの批判が加えられている。ここでは、本稿の問題関心との関係から3点をあげておく。第1に、この判決があらさな政治的思惑を明らかに示しているということである。もちろん憲法判決は、判断の対象となる憲法の性格のゆえに、どのような判断を示したとしても政治的要素は持たざるを得ないが、一般には判決の論理構成の緻密さ、法解釈の精密さ、先例の正確な理解などによって、それは「中和」されることが期待されてきた。しかし、この判決では判決の論理構成の緻密さなどの要素の中で、政治的配慮、思惑のみが突出した形で現れているといわざるをえない。

この判決によって、トランプ前大統領は1月6日の連邦議会議事堂襲撃事件に絡んだ犯罪で、憲法上大統領に与えられた核となる権限に基づくものについては絶対的免責を認められたが、政治的にさらに大きな意味を持つのは、その他の大統領選挙がらみで起訴された行為については、それが大統領の公務にかかわり免責されるか否かについて、下級審に差し戻されたことである。このことによって、2019年の大統領選挙期間中にはトランプ前大統領がこれらの事件で裁判所の判決を受けることはなくなり、選挙民が投票をする際に大統領の犯罪を考慮に入れえなくなったのである²⁹。

第2の批判として、法廷意見の根拠、とくに歴史的根拠や先例の根拠が乏しいということがあげられる。法廷意見は、歴史的根拠が薄弱であるとする反対意見に対して、反論を展開しているが、その内容は乏しいもので、半ページを占めるにすぎない³⁰。このことは、これまで保守派が憲法解釈において依拠すべきであるとして主張してきたオリジナリズムの考え方をとらず、トランプ大統領の刑事訴追からの免責を認めることを最重要視するという結論志向の憲法解釈をとったためである。

先例についても、その根拠は薄弱といわざるをえない。たとえば、憲法上きわめて重要な判断を示した本件において、判決がほぼ唯一の先例としてFitzgerald 判決に依拠したにすぎないことがあげられる³¹。ソトマイヨール

反対意見でも述べられているように、Fitzgerald 判決は、空軍輸送機の生産の非効率性について議会証言を行った空軍職員に対する大統領の解雇が違法であったとして、大統領に対して損害賠償が申し立てられた民事事件であり、大統領に対する刑事訴追事件ではなかったものであり、事件の相違を無視して免責するか否かについて同様には考えられないはずだからである。

第3の批判は、法廷意見の根拠がテキスト、歴史、先例に求められないとすれば、そこでの裁判所の判断は、憲法上の大統領の権限と作用に対する侵害の危険性をいかに排除するか、それによって国政の安定性をいかに確保するかというプラクティカルな政治的判断に基づくものということになる。そこでは、連邦最高裁また連邦最高裁裁判官が国政に対する判断を下す役割が求められている認識が存在しているように思われる。それは、かつて保守派が憲法に基づくものではなく、政治的、道徳的判断を優先した裁判所として不適切な憲法判断を下すものであるとして司法積極主義と批判したウォーレン・コート以上に、憲法のテキストから離れて、現実の政治状況の中で政治的配慮から前大統領を救うために憲法解釈を行うという保守的な司法積極主義を展開したものということができる。

⑤小括

以上の点を踏まえると、Trump v. United States 判決に対して、つぎのように評価することが可能であろう。この判決は、共和党最高裁がその中核的な保守派裁判官を任命した Trump 前大統領を、憲法上の大統領の権限と作用に対する侵害の危険性を回避するという利益が、国民すべてに対して公平な刑事裁判を行うという公益よりも重視されるという比較衡量判断を行うことによって、大統領に刑事訴追からの免責を与えるという判断を、テキスト、歴史、先例を適切に考慮せずに下したものである。このような評価は、トライブ (Laurence Tribe) の指摘するように、共和党最高裁がこの判決で、實際上大統領がその権限を自己利益のために行使するという腐敗状況でも刑事訴追からの絶対的免責に近いものを与えることに

よって、帝王大統領制 (imperial presidency) を作り出したとする見解とつながるものである³²。ただ、その一方で共和党最高裁が、国政のあり方を判断した上で、前大統領の免責を認めたことは、連邦最高裁それ自身も単なる司法機関を超えた国政上の重要な機関であるということを自認していると評価することができよう。

(2) Loper Bright Enterprises 判決

① 共和党最高裁と行政国家

トランプ政権が誕生した際に注目された発言の1つに、首席戦略官 (Chief Strategist) のパノン (Stephen K. Bannon) が「新政権は、行政国家の脱構築 (deconstruction of the administrative state) のための終わりのない戦いの中にいる」と述べたことがあげられる。パノンは、それによって経済成長を国家主権の伸長と絡めた経済的国家主義 (economic nationalism) の観点から、税体系、規制そして経済協定を見直すことを意図していたとされる³³。

もっとも、ここでいう「脱構築」の厳密な意味については明確ではなかった。そのため具体的な政策の焦点となっていたのは、クリーン・エネルギーやインターネットのプライバシー保護分野での脱規制 (deregulation) であった³⁴。その結果、行政国家の意味は、行政機関による規則などの法規範の制定、解釈そして執行が国家活動の中で大きな部分を占めるような国家体制を意味するものとされた。この観点から、トランプ政権は、このような行政国家を打倒することを意図するものとされたのである。そのような反行政国家観をとるトランプ政権に対して、裁判所内部でカギとなる人物として注目されたのが、当時第10巡回区控訴審裁判官であり、トランプ大統領によって連邦最高裁裁判官として指名された、現最高裁裁判官のゴーサッチ裁判官であった。

ゴーサッチ裁判官が注目されたのは、彼が2016年の連邦高裁判決である Gutierrez-Brizuela v. Lynch³⁵ で法廷意見を執筆し、その中で1984年の

全員一致³⁶の連邦最高裁判決である *Chevron v. Natural resources Defense Council*³⁷ で明らかにされた、裁判所は連邦行政機関による不明確で多義にとれる法律の解釈は、それが合理的である限り敬讓を払うべきであるとするいわゆる *Chevron* 法理³⁸ を否定する判決を下し、それによってトランプ大統領によって連邦最高裁裁判官への指名を受けることになったからである³⁹。

そして、この当時から *Chevron* 法理については、適切な事件が連邦最高裁に係属するときには、それが否定されるのではないかと広く噂されてきた。そのような中で、ついに共和党最高裁は、2023 年 10 月開廷期において、実際に *Chevron* 法理を否定する判決を下したのである。以下、それに関する判決である *Loper Bright Enterprise* 判決とそれとは異なる観点から行政機関を制約した *Corner Post* 判決を補足的に見ていく。以下、まず *Loper Bright Enterprise* 判決を検討する。

② *Loper Bright Enterprises* 事件の事実の概要

この事件は、*Magnusson-Stevens* 法（MSA）にかかる行政機関による法解釈に関連して、*Chevron* 法理を破棄するべきか否かが争点となったものである。1976 年に制定された MSA は、ニシン漁船に漁獲量を監視する者を乗船させることを求めているが、アメリカ海洋漁業局（National Marine Fisheries Service, NMFS）は、予算の不足を理由に MSA の解釈として監視員の費用として 1 日当たり 710 ドルを漁民に支払うように求めた。そこで、漁民のグループが、*Magnusson-Stevens* 法は監視員の乗船を求めているが、その費用を漁民に支払うことまでは求めていないとして提訴した。この訴えに対し、連邦地裁は *Chevron* 法理に基づき NMFS の法律解釈を妥当とし、政府勝訴の判決を下した。連邦高裁もそれを支持したため、連邦最高裁にサーシオレイライが求められた。

③連邦最高裁判決

連邦最高裁は、Chevron 法理を破棄するか明確化するかに争点をしばって、サーシオレイライを受理し、2024 年 6 月に判決を下した。ロバーツ首席裁判官の執筆する法廷意見は、行政機関の行為に対する司法審査に関する原則として、1946 年制定の Administrative Procedure Act、とくに 706 条⁴⁰ が採られるべきであるとした。そこでは、「Marbury 判決にまでさかのぼる司法の実務を反映した平凡な、しかし本質的な命題」である「裁判所が法的な問題について、自らの判断を適用することによって決定する」という見解がとられているからであるとした⁴¹。

法廷意見によれば、Chevron 法理は法律に不明確さがあれば、それは黙示的な行政機関への法律解釈の委任であると推定する点で、APA の提示する基本的枠組みと適合しないとされた。Chevron 法理の示す推定は、憲法起草者の意図とも一致せず、また政府が主張する行政機関の有する専門技術性、連邦法の統一的解釈の必要性、政策的決定の必要性という Chevron 法理の正当化事由もいずれも不十分であるからとした⁴²。さらに法廷意見は、Chevron 法理が先例としての拘束力を有するかといえば、そうではないとした⁴³。

法廷意見は、以上のことから Chevron 判決は破棄されるべきであると判示した。結論として、「裁判所は、APA の求めるように、行政機関の行為が法律の権限内のものか否かを決定するにあたって、独立した判断を行わなければならない。執行部の判断に注意深い判断を払うことがその審理を手助けするであろう」としたのである⁴⁴。

④ケーガン反対意見

法廷意見に対して、Chevron 判決を強く擁護したのがケーガン反対意見である。ケーガン反対意見は、Chevron 判決が 40 年にわたって行政法の礎石であり続けたと指摘する。そのような状況が存在した背景として、いわゆる Chevron 法理の第 1 段階は、裁判所が規制に関する法律の解釈

において法律解釈のすべての技法を尽くして連邦議会の意図を明らかにすることを求めているとした。Chevron 判決は、この第1段階で規制に関する法律の条項の意味が不明確であると判断したときに、はじめて第2段階として行政機関の解釈が合理的な範囲にとどまっているという点が裁判所によって判断されるのであって、そこでも裁判所の法律解釈の役割を排除するものではないとした⁴⁵。

ケーガン反対意見は、Chevron 法理の根拠として、行政機関の持つ専門性、柔軟で漸進的な対応力、不明確な法律条項に関する政策的判断を行う能力、大統領を介した行政機関に対する民主主義的統制などをあげた上で⁴⁶、行政機関による法律解釈が常に裁判所の法律解釈に優先するというわけではなく、Chevron 法理は第2段階における行政機関による法律解釈が裁判所の法律解釈に優位することを推定しているにとどまるとした。したがって、連邦議会が明示的に裁判所による法律解釈を求める場合には、Chevron 法理は適用されないから、裁判所の解釈が求められるとしたのである。

⑤判決の影響とその背景

Loper Bright Enterprises 判決は、過去 40 年近くにわたって規制にかかわる連邦行政機関の法解釈に対する連邦裁判所の判断の基礎とされてきた Chevron 法理を覆したという点で、重要な影響を及ぼす判決である。この点は、ケーガン反対意見が鋭く批判した点であり、リベラル派の立場からは受容し難い先例無視の判決であるとの意見が強く出されることになった。もっとも法廷意見は、このような批判を予想して、この判決は Chevron 法理に依拠した過去の判決に疑問を呈するものではないとした。ただ、この点について、法廷意見は特別な正当化事由 (special justification) があれば、過去の判決も覆すことを示唆しており⁴⁷、前述のリベラル派の批判が的の外れではないと考えられる。

この判決が今後連邦行政機関による規制に対して与える現実的影響と

しては、2つのことが予想されている。第1に、この判決を受けて保守派の圧力団体やロビイスト団体が、これまでの行政機関による法律解釈はもはやその効力を失ったとして争う可能性があるということである⁴⁸。第2に、この判決によって今後の行政機関による規制の違法性を争う訴訟が提起されることが予想されるために、あらかじめ行政機関が本来ならば変化する時代に柔軟に対応し必要ならば広範囲に及ぶ規則を制定するという動きを自己抑制するという、萎縮効果(chilling effect)が予想されるということである⁴⁹。そのことによって、これまで行政機関が幅広く行ってきた消費者保護や環境保護に悪影響を与えることになる恐れがある⁵⁰。

このようなChevron法理とそれに基づく先例が今後実質上存在しなくなる中で、裁判所が連邦政府の規制の合法性に対して判断を行うことが、消費者保護や環境保護に対する連邦行政機関の消極的な姿勢を生み出すという指摘⁵¹に対しては反論も予想される。具体的には、他国においては裁判所が消費者保護や環境保護に関するかなり先端的な知識を必要とする事件において、行政機関の解釈に頼ることなく自ら判決を下しているという議論である。

しかし、アメリカでChevron判決後40年にわたってこのような反論が有力になりえなかった理由として、政治の分断状況の中で連邦議会での党派間の妥協が成立し難いため、法律の内容が不明確となりやすく、連邦行政機関に法律の具体的解釈をゆだねざるを得ないという状況が存在したということを考慮する必要がある⁵²。そうであるとすれば、今後ますます政治の分断化状況の深刻化が予想される一方で、規制分野の広がりも予想される中、この判決が今後消費者保護や環境保護に関する裁判所の判断に強い影響を及ぼすものといわざるをえないであろう。

⑥判決の射程と共和党最高裁

Loper Bright Enterprises 判決は、最近の共和党最高裁が行政機関の規制権限について示してきた最近の厳しい姿勢と平仄を合わせるものと

見ることができる。すなわち、共和党最高裁は、2022年の *West Virginia v. Environmental Protection Agency* 判決⁵³で、大気浄化法に基づき環境保護庁が気候変動による温室効果ガスを広範に規制する権限を有するか否かについて、「重要問題の法理 (major questions doctrine)」に言及し、政策的な重要問題について連邦議会が行政機関に権限を委任しているとは推定できないとしたが、それは実質的に *Chevron* 法理の作用する範囲から重要問題を抜き去ってしまったからである。

いま述べたような意味で、*Loper Bright Enterprises* 判決は、共和党最高裁の反行政国家的姿勢を如実に示すものといえるが、さらに今期の連邦最高裁の判決である *Corner Post* 判決も、行政機関の規制を争う際の時効の起算点について、企業等に損害が発生した時点とすることによって、行政機関の規制を実質的にいつでも争うことを可能にするものであり⁵⁴、共和党最高裁の反行政国家的姿勢を反映するものといえる。

Corner Post 事件は、連邦準備制度理事会がデヴィッド・カードの取引に関する交換手数料に上限を設ける規制を明らかにしたことに對して、ノース・ダコタ州の小売業者ら原告が争ったものである。被告である連邦準備制度理事会は、規制を争うための6年間の出訴期間はすでに徒過していると主張して原告の請求を斥けることを求め、連邦地裁も出訴期間法は規制が公表された2011年7月に時効の起算点があったと判断し、原告敗訴の判決を下した。それに対して、原告がサーシオレイライを求めた。

この事件で、連邦最高裁はサーシオレイライを認めた上で、逆転判決を下した。この事件では、行政手続法702条にいう「最初に時効が生じるとき (first accrues)」の解釈が争われ、行政機関の規制を争う際の時効の起算点をどこに求めるかが争点となっていた。バレット裁判官の執筆する6対3の法廷意見は、時効の起算点について、時効に関する一般的なルールに従い、行政機関が規則を公表したときではなく、規則によって原告が最初に損害を蒙ったときであるとした。これに対して、ジャクソン裁判官の執筆するリベラル派3名の反対意見は、行政事件においてはこれまで長く

時効の起算点は、行政機関が規則を制定したときであると解されてきたとして、法廷意見は根拠のないものであるとして厳しく批判した。

このジャクソン裁判官の反対意見の重要性は、すでに述べたように、Corner Post 判決によって、いままで規制の対象となってきた企業は、今後損害を蒙ったとして行政機関の規制の違法性を実質的にいつでも争えることになったという効果に着目したところにある。Corner Post 判決は、Loper Bright Enterprises 判決と連動して、共和党最高裁の反行政機関的姿勢を明確に示すものといわざるをえない。

(3) スカリア裁判官の法解釈理論との異同

①スカリア裁判官の見解

いま述べたように、Loper Bright Enterprises 判決は、Chevron 判決を否定し、行政機関による規制に関連した法律解釈に否定的な立場を明瞭にし、裁判所による法律解釈の重要性を強調するものである。その端的なねらいは、行政国家化の進行を支えてきた行政機関による法律解釈を肯定する傾向を押しとどめ大きな歯止めをかけようとするものといえる。その意味で一見したところこの傾向は、保守派の長年の主張である「小さな政府論」を共和党最高裁が取り入れたものと見られやすい。しかし、この判決はそれにとどまらない共和党最高裁への権力の集中を示唆しているように思われる。そのことは、これまで保守派裁判官の見解を代表すると見られてきた 2016 年に死去した故スカリア裁判官の立法府の立場を尊重した形での裁判所による法解釈という見解とは大きく異なり、連邦最高裁の国政上の役割の強調という点に表れていると考えられるからである。

スカリア裁判官は、現代アメリカの法学における偉大な巨人 (a titan of modern American jurisprudence) と称され⁵⁵、連邦最高裁の保守派の重鎮として、今日の保守派のとる法解釈論であるオリジナリズムとテキスト主義を提唱した人物である。スカリア裁判官は、「行政機関による法律解釈に対する司法の敬讓」と題する論文⁵⁶の中で、Chevron 判決を行政法

の領域において高度に重要な判決であるとして取り上げた上で、裁判所が法の問題についての行政機関の判断をなぜ受け入れるべきなのかについて⁵⁷、自らの見解を明らかにした。

スカリア裁判官は、まず行政機関の法解釈を受容することは、*Marbury v. Madison*⁵⁸の中でマーシャル首席裁判官が述べた「何が法であるかを述べることは司法部の領域であり義務である」ということに反するよう見えるかもしれないが、ただちに司法の責任を放棄することを意味しないとした⁵⁹。それは、裁判所が法を解釈するにあたって、行政機関の法律解釈や特定の立法の合憲性に関する連邦議会の見解に対する敬讓を払うということにとどまるからであるとした。では、なぜそのような敬讓を払う必要があるのか。すなわち、合理的な行政機関による法解釈であればそれを許容するということの理論的正当化事由はどこにあるのかという点について、スカリア裁判官はつぎのように述べる。スカリア裁判官によれば、通常正当化事由として言及される行政機関の有する専門技術性（*expertise*）、当該立法の立法事実や目的に精通していること、法律の目的を最も効率的に達成する実際的な手段を熟知していることは、行政機関の見解を受容するプラクティカルな理由としては良いとしても、理論的には有効な正当化事由ではないとする。

それでは、理論的正当化事由としてどのようなものが考えられるのか？最初にスカリア裁判官は、つぎのような理論的正当化を否定する。それは、テキストや立法経過だけでは解決しえない不明確な法律を連邦議会が制定したのは、法律が政策的判断を含むため政治部門である執行府に判断を委ねたとする権力分立原理に基づく理論的正当化である。スカリア裁判官によれば、裁判所の伝統的な法律解釈の道具（*traditional tools of statutory construction*）には、政策的帰結（*policy consequences*）に関する考慮も含まれており、また法律が裁判所の判断を明確に求めている場合もあるということをその理由としてあげる。

それに代えて、スカリア裁判官が、理論的正当化事由としてあげるのは、

連邦議会がその分野に関して特にはっきりとした意図はないが、その解決を行政機関に委任していると推定できることが通例となっており、そのような推定が合理的なものと考えられているという場合である。執行府への広範な委任は現代行政国家の顕著な特徴であり、行政機関による法律解釈に基づく規則制定は、かつてのような例外ではなく今日では原則とされているとする⁶⁰。ただ、このような行政機関による不明確な法律の解釈が裁判所の解釈に優位すると考えるときには、そこで求められているのは法律の恒久的な正しい目的ではなく、規制目的の達成につながるいくつかの合理的な範囲内での法律解釈となる。そのため行政機関による法律解釈の幅が委任の範囲を超えるのではないかが問題となるが、それに対しては規則制定に関する一定の手続による抑制に加えて、執行府に対する直接的な政治的圧力や連邦議会の監視による間接的な圧力を通して政治的説明責任の確保が保たれるという条件が満たされることによって⁶¹、Chevron 判決は支持されることになるのである。

② トーマス裁判官およびゴースッチ裁判官の見解

このスカリア裁判官の見解は、行政機関による法律解釈の役割を立法府の立場と結びつけようとするものであり、その点で裁判所による法解釈の抑制を説くものと理解することが可能である。これに対して、トーマス裁判官の *Loper Bright* 判決における補足意見は、憲法上の権力分立の観点を強調する立場から、司法による法律解釈を積極的に行うべきであるとする立場を示している。トーマス裁判官によれば、Chevron 法理は、不明確な法律の解釈を裁判官が独立して判断することを妨げている点で、合衆国憲法 3 条の司法権の概念に反し、司法が執行権に対する憲法上の抑制となることを妨げている点で憲法上の権力分立に反しているとされる⁶²。また、Chevron 法理は、執行権が憲法上付与されていない司法権を行使することを容認している点で権力分立原理に反しているとした。さらに、トーマス裁判官は、Chevron 法理を行政機関の政策形成に対する敬譲ととらえることも、行政

機関が連邦議会に付与されている立法権を違憲的に行使することを許容する点で権力分立原理に反するとした。このことは、トーマス裁判官によれば、裁判所は正しい法の解釈を適用することによって、執行権を抑制することを心に描いていた憲法起草者の意図に反するとされるのである。

このような権力分立の厳格な解釈は、トーマス裁判官ばかりではなく、ゴーサッチ裁判官の同意意見⁶³によってもとられている見解である⁶⁴。ゴーサッチ裁判官も Marbury 判決の述べるように法の解釈は司法府の責務であり、したがって事件及び争訟を解決する際に、行政機関による不明確な内容の法律の「合理的解釈」によって拘束されるものではないとした。さらに、厳格な権力分立をとる理由として、Chevron 法理は裁判官に法の最良の解釈を放棄させ、現に執行府を掌握する人々に都合の良い解釈をとるようにさせるものとなることをあげる。結論として、ゴーサッチ裁判官は、Chevron 法理により、合衆国憲法 3 条の下で司法権に属する権限が合衆国憲法 2 条の執行府に移り、その結果正義のはかりが最も権力を有するものに継続的に好意的な傾きを示すことになり、そこでは法の要請が選挙ごとに変わってしまい、人々は自らの法的権利や責任を類推するしかない立場へと追いやられることになるとするのである⁶⁵。

このゴーサッチ裁判官の見解で注目すべきことは、トーマス裁判官の見解と厳格な権力分立論をとる点で共通しながら、その立場の根拠として、執行府を掌握する大統領や政党幹部の影響により、行政機関の法解釈が恣意的に変動することによって市民の権利が不安定化することを強調している点にある。このようなゴーサッチ裁判官の見解は、行政手続法による規則制定に関する手続的抑制や執行府に対する連邦議会の圧力を通した執行府の政治的説明責任の確保という可能性に触れていない点で、スカリア裁判官の見解とは異なる。そのようなゴーサッチ裁判官の立場に立てば、執行府と連邦最高裁が蜜月の関係にない限り、執行府に対抗する権力は連邦議会ではなく、連邦最高裁という構図が浮かび上がることになる。それは、司法への権力の集中を意味することになる。

3 共和党最高裁と民主主義的抑制

(1) 連邦最高裁改革案の実現可能性

これまで述べてきたように、2023年開廷期の連邦最高裁の判決に見られる傾向として、共和党最高裁は自らの権力を高める傾向をこれまでになく強めつつある。そのような中で、連邦最高裁の行動を抑制しようとする動きが生じることは当然のことであろう。すでに別稿で述べたように、バイデン大統領は2021年に大統領に就任後、連邦最高裁の改革を検討する大統領委員会を創設し、委員会は連邦最高裁の改革に関するこれまでの学説等の検討を行った。ただし、委員会は具体的な改革案を提示しなかった。それは、バイデン大統領の意向でもあった。しかし、就任後の連邦最高裁判決の著しい右傾化の傾向に直面して、バイデン大統領はその姿勢を大きく変化させ、2024年7月29日に連邦最高裁裁判官の任期を18年間とする⁶⁶などの連邦最高裁の具体的な改革案を提示した⁶⁷。

たしかに、連邦最高裁の18年任期制は、政党所属にかかわらず、大統領に2年ごとに1名の連邦最高裁裁判官を任命させるとするものであり、客観的で透明性の高い方法であり、その時々を政治的・社会的状況を反映する可能性の高いものとして魅力的なものであるが、実現に至る過程での解決困難な問題も多い。現在の連邦最高裁の裁判官は終身任期であると解されており、18年任期制が取り入れられても、当分の間は終身任期の裁判官と18年任期の裁判官が併存する事態が予測される。この事態を回避するために、終身任期の裁判官を強制的に退官させることが裁判官の身分保障の観点から難しいとすれば、一時的に裁判所の定員を増やして対応せざるをえないことになる。また、18年任期の裁判官の退官後の処遇も検討する必要が生ずることになる。さらにこの任期制が定着するまでの期間が25年と長い点も問題であろう⁶⁸。

(2) 州段階の民主主義的抑制と Moore 判決

いま述べたように、共和党最高裁が緊密な関係にない執行府や連邦議会に対して立ちはだかり、自らの権力化を進めている状況において、これを矯正する手段として民主主義的抑制ということが考えられる。その一つのあり方として、州段階での民主主義を充実させることによって共和党最高裁への権力集中を防ぐ対抗基盤を構築するということが考えられる。それは、具体的には連邦議会とくに下院議員の選出にあたっての民意の重視ということと関係する。この点で注目されるのが、Moore 判決である。

① Moore 判決の概要

Moore 判決の事実の概要は、以下のようなものである⁶⁹。2020 年の国勢調査で 100 万人近く人口が増加したノースカロライナ州は、州選出の連邦下院議員の議席が 1 つ増えることになった。そこで、州議会は連邦下院議員の新たな選挙区割りを画定し、法案は議会を通過した。これに対して、新たな選挙区割りは州憲法に反する共和党に有利な党派的ゲリマンダリングであるとして、州裁判所に訴訟が提起された。州の下級審は政治問題であるとして訴えを却下したが、州最高裁は下級審の判断を覆し、新しい選挙区割りは州憲法の自由選挙条項 (Free Elections Clause) などに違反するとした⁷⁰。この判決の中で州最高裁は、合衆国憲法の選挙条項 (Election Clause)⁷¹ が州議会に連邦下院議員の選挙区区割りを画定する排他的で独立した権限を付与しているという被告の主張を退けた⁷²。選挙区割りを違憲とした州最高裁は、州議会にそして州議会の区割案が不十分な場合には裁判所自ら選挙区割りを画定するように命じて、事件を下級審に差し戻した。下級審は、州議会の示した連邦議会下院議員の救済的な再選挙区割り案を退け、裁判所の任命した特別補助裁判官 (Special Master) の作成した暫定的区割り案を採用した。これを不服として州議会は連邦最高裁にサーシオレイライを求めた。

②判決の内容

サーシオレイライを受理した連邦最高裁は、本件での争点は合衆国憲法1条4節1項の選挙条項⁷³が、州議会に対して、州法の下で課される制限を受けることなく、連邦の選挙に関する規則を定める権限を付与しているか否かにあるとした。この点について、ロバーツ首席裁判官の執筆する法廷意見は、選挙条項はそのような排他的で独立した権限を州議会に付与するものではないと判示した。その理由として、法廷意見は3つの点を指摘した。

第1に、法廷意見は、Marbury v. Madison よりも以前から邦（州）裁判所の実務では法律の違憲審査が行われ、憲法制定議会でも邦裁判所による司法審査の考え方が支持されていた⁷⁴。したがって、選挙条項は州議会のみで連邦の選挙を規制する排他的権限を付与したものではない。第2に、選挙条項が通常の州の裁判所の違憲審査から州議会の行為を除外しているかという点について、法廷意見はこれまでの先例によれば、州議会が通過させた連邦下院議員選挙の選挙区割画定法に対する州民投票（initiative）を州議会の立法権に含めること⁷⁵や州議会による選挙区割画定法に対する州知事の拒否権を認めず選挙区割りを州議会の排他的権限とすること⁷⁶は、選挙条項に反するとしてきたとした⁷⁷。さらに、法廷意見は、選挙区割りの画定権限を州議会から独立委員会に移した州民投票（ballot initiative）の合憲性が争われた Arizona State Legislature 判決で、判決は「選挙条項は明白に“立法府（legislature）”に言及しているが、それは州が連邦議会下院議員の選挙区割り権限を通常立法権を行使する公選の公職者以外の機関に付与することを排除するものではない」と判示し⁷⁸、それ以前の先例を強化したとした⁷⁹。そして、Arizona State Legislature 判決は、選挙区割りの権限をいかなる機関が担うとしても、それは州憲法上の制約に服することを明らかにしたものであるとした⁸⁰。したがって、それらの機関の行為は、州裁判所の司法審査に服することになるということになろうとした。第3に、州裁判所は連邦での選挙に関する州法を解釈

する権限を有するが、その解釈が連邦の権限や権利にかかわる場合には、その点の判断が回避されないようにする責務を連邦最高裁は有するとした。

③ トーマス裁判官の見解

法廷意見が、州裁判所は連邦の選挙にかかわる州法の解釈を州憲法上の制約を考慮して行うことができるとした点に対しては、一般的には納得のいく判断のように思われる。ただ、法廷意見が指摘するように、州裁判所の州法解釈が合衆国憲法に反する事態を生ぜしめたと考えられる際に、連邦最高裁としてどのような判断基準を適用するべきかという難問は残ることになる。法廷意見はこの点について問題を認識しつつ判断を回避したが⁸¹、この点について言及したのがカバノー裁判官の同意意見である⁸²。ただ事件との関係で具体的な判断基準が適用されるまでにはいたらなかった。

それに対し、ゴーサッチ裁判官が同調し、アリート裁判官が一部同調するトーマス裁判官の反対意見は、将来的な共和党最高裁の見解を示唆していると思われる点で重要である。トーマス裁判官の反対意見は、27 頁に及ぶ長いものであるが⁸³、ここでは本稿との関係で重要な本案に対する見解を取り上げることにしたい。

トーマス裁判官は、まず本件での問題は、選挙条項の下で「州の“議会”が、規定する権限を有する」連邦の選挙の執行に関する時、所、方法規制について、州議会ではなく州の人民が州憲法に由来する制約を課することができるか否かであるとした⁸⁴。トーマス裁判官は、その点を否定する州議会の主張を支持し、その根拠としてあげられた3点を支持した。第1の根拠は、ある州の人民が合衆国全体の人民によって付与された権限を制限しようとする能力に欠けているということである。第2の根拠は、連邦の選挙の時、所、方法規制は、州権のオリジナルな権限ではないから、州に留保されたものではなく合衆国憲法によって州に委任された権限だということである。第3の根拠は、選挙条項の「その議会 (Legislature thereof)」とは、州の人民やそれと区別しえない政治体としての州を意味するのでは

なく、州憲法の下で立法権を有する存在を意味するとし、具体的には州議會をさすとするものである。

トーマス裁判官は、これら3つの根拠から、「連邦議會下院議員選挙の時、所、方法を規定するにあたっては、州憲法によっておかれた州の立法機関が連邦憲法に由来する連邦の機能を遂行するのであり、それは州の人民によって課すことが求められた制約を超越する」という、州のとする結論が引き出されるところ⁸⁵。このトーマス裁判官の見解は、州議會と州の人民を異なる機関として区別し、立法権を行使する州議會が手続的に完全な形で定めた時、所、方法規制に対して、州の人民は制約を課すことはできないとするものである。

このトーマス裁判官の見解は、民主主義に対する批判的理解を前提にしている。その点で参考になるのは、Arizona State Legislature 判決におけるトーマス裁判官の反対意見⁸⁶である。Arizona State Legislature 判決は、連邦の選挙の選挙区画定権限を州議會から独立選挙区画定委員会に移譲した州民投票（ballot initiative）の合憲性を認めた判決であるが、トーマス反対意見は、そのような住民投票は連邦議會の州選出議員に対する任期制限を課したアラスカ州の州民投票を違憲とした1995年のU.S. Term Limits, Inc. v. Thornton⁸⁷や同性愛などの性的志向に基づく差別に対して公的保護を及ぼすことを禁じる州民投票を違憲とした1996年のRomer v. Evans⁸⁸などの判例に反するとした。さらに、州民投票の結果を尊重することは、連邦選挙の規律を州議會が行うべきであるとする憲法上の伝統からの逸脱であるとした。そこで見られる民主主義観は、マイノリティの人権を保障しようとする立憲民主主義や州民投票のような直接民主主義を否定するものであり、厳格な権力分立主義に基づくことによって、民意の不十分な反映ではないかと疑義のある州議會の判断を民主主義的なものと見るものである。

この考え方に従えば、州議會の定めた連邦の選挙に関する時、所、方法規制によって人民の権利が侵害されたとしても、州裁判所による救済は

認められない可能性が生じることになる。したがって、州法に対する審査は、終局的には連邦最高裁が行うことになると考えられる。

(3) 独立州議会理論

①独立州議会論とトーマス裁判官

トーマス裁判官のこのような見解は、独立州議会理論 (Independent State Legislature Theory, ISLT) の象徴的なものといわれる⁸⁹。独立州議会理論とは、吉川准教授の定義によれば、「合衆国憲法が、連邦選挙を規律する権限を各州に委ねるにあたり、これをとくに州議会に委ねたという理解の下、州内の他の機関や州憲法がその権限を抑制する余地を否定ないし縮減する理論」⁹⁰とされる。もっとも、ISLT 論者の中にも、州議会自身による独立選挙区画定委員会への委任を認める見解も存在するとされる⁹¹。そのような見解は、州権を重視するフェデラリズムの立場からは、一見したところは認められるように思われる。事実、Arizona State Legislature 判決は、州が自らの統治過程を創設する自治を維持するというフェデラリズム制の特徴を示すものとされる⁹²。しかし、トーマス裁判官は、州民投票により選挙区割りの画定権限を人民の代表機関から取り上げ、公選によらない委員会に付与することは、直接民主主義 (direct democracy) の名を借りた独裁的体制への信任投票 (plebiscite) であるとして、それをフェデラリズムであるということによって覆い隠すことはできないとし、憲法の文言を忠実に適用すべきであるとする⁹³。そして、前述のような ISLT 論をとるのである。

トーマス裁判官の ISLT の見解が注目されるのは、それが今後共和党最高裁の多数意見になる可能性があるからである。トーマス裁判官の見解を前提にすれば、州議会による連邦議会下院議員選挙の区割りが、共和党に有利な形でなされ、選挙権が侵害されたとしても、州民は州裁判所に違憲訴訟を提起できないことを意味し⁹⁴、州議会に対する州民による選挙を通しての民主的統制もこの分野では働かないことになる。また、連邦議会下院

において州の占める議席に人民の意思を正確に反映させることもできないことになる。ただ、それ以上に重要なことは、州議会による連邦の選挙に関する規制の合憲性について、連邦最高裁判所が最終的に判断することになる可能性があることである。共和党優位の州議会が連邦選挙に関する規制を共和党に有利な形で州法を制定した場合に、それに対して最終的に審査を行うのが、共和党最高裁になるということである。その結果共和党に有利な規制が維持され、選挙過程において、州議会レベルで州民の意思が正確に反映されないばかりか、州裁判所によっても救済されず、連邦レベルにおいて共和党最高裁により共和党優位の州議会による党派的ゲリマンダリングが是認される可能性が高いということが懸念されるのである⁹⁵。

② Arizona State Legislature 判決

このような懸念については、Arizona State Legislature 判決で、選挙区割りの画定権限を州議会から独立委員会に移した州民発案の合憲性が支持されたことによって杞憂となったという見方もありうるが、以下の2点から見て、必ずしもそのようには判断できないと思われる。第1に、Arizona State Legislature 判決は、リベラル派のギンズバーグ (Ruth Ginsburg) が執筆したものであるが、法廷意見は5対4という僅差によるものであり、さらにロバーツ首席裁判官が長大な反対意見を述べていることから、ISLTに批判的な先例としての安定性には欠けているとみられるからである。

第2に、共和党最高裁によってトーマス裁判官の主張する ISLT が採用されれば、共和党が優位な州議会でなされる連邦下院議員選挙の選挙区区割に見られる党派的ゲリマンダリングについて、連邦最高裁による違憲審査が行われないとみられるからである。共和党最高裁は、ノースカロライナ州議会による2016年の党派的ゲリマンダリングの合憲性が争われた2019年の *Rucho v. Common Cause*⁹⁶ で、ロバーツ首席裁判官の執筆する法廷意見において、党派的ゲリマンダリングは、政治問題にあたるとして司法判断適合性を否定しているからである。

③共和党最高裁と ISLT

上記の2点のうち、第1点について、さらに説明を加えておきたい。Moore 判決には、すでに述べたように、ゴーサッチ、アリート各裁判官の同調するトーマス裁判官の反対意見が付されている。これにあと2名の保守派裁判官がトーマス裁判官の主張する ISLT に同調すれば、Moore 判決は覆ることになる。そして、その可能性はかなり高いと思われる。まず、ロバーツ首席裁判官については、Arizona State Legislature 判決で、ISLT を支持する長大な反対意見を示している。Moore 判決では、パレット裁判官を取り込んだ形で法廷意見を自ら執筆するために、従来の見解を抑制したと考えられる。もう一人の裁判官として、カバノー裁判官があげられる。カバノー裁判官は、Moore 判決で判決に全面的に賛成するとしながら⁹⁷、さらに同意意見を執筆している。

カバノー裁判官が法廷意見に全面的に賛成するとしながら、さらに同意意見を著す場合について、それは将来的に法廷意見を覆すための下準備とすることがあるという指摘がなされている⁹⁸。Moore 判決の同意意見もその場合に当てはまると考えられる。すなわち、カバノー裁判官は、州裁判所による司法審査を認めた上で、州裁判所の判断が合衆国憲法の選挙条項に反する場合に行われる連邦裁判所の判断基準について、Bush v. Gore⁹⁹におけるレーンキスト首席裁判官が示した基準である「公正な読解（fair reading）が要求するものを超えて州法を許されないほどに歪めて」解しているか否かに依拠すべきであるとする、ISLT としては中間的なタイプを支持している¹⁰⁰。ただ、カバノー裁判官の中間的な ISLT でも、州裁判所による連邦選挙規制法に対する判断を連邦憲法の下で連邦最高裁が行うという点は維持されていることは留意されるべきである。

もっとも、共和党最高裁の見解として、カバノー裁判官の見解が最も支持を集める可能性もある。それは、カバノー裁判官の提唱する判断基準における「公正な読解」が、保守派裁判官の解釈方法であるテキスト主義に基づく判断と結びつく可能性があるからである。その点で、パレット裁判官

がトーマス裁判官の見解には同調しないとしても、カバノー裁判官の見解に同調する可能性が指摘されている¹⁰¹。さらに、法廷意見の最後の部分で、州裁判所の連邦の選挙に関する州法の審査が選挙条項に反する場合の連邦裁判所の審査可能性に触れているから、ロバーツ首席裁判官も同調する可能性が考えられる。

ただし、トーマス裁判官とカバノー裁判官のいずれの見解をとっても、フェデラリズムと民主主義に反する可能性がある。フェデラリズムとの関係では、州の立法府はネブラスカ州のように一院制をとるところがあり、また知事の立法への関与形態もさまざまであり、さらに多くの州では州民投票などの直接民主主義的方法が規定されており、連邦の立法府とは異なる。このような状況で、連邦最高裁がテキスト主義に基づいて州の最高裁や州議会の判断をその構造的相違や判断方法の相違を尊重することなく、一律に規制することは、フェデラリズムに反するといえよう¹⁰²。

また、民主主義との関係においても、トーマス裁判官とカバノー裁判官のいずれの見解をとるにせよ、ISLTを採用する限り、州議会の判断は多数党にとって有利な選挙区割りや党派的ゲリマンダリングによって画定され、マイノリティの選挙権が保障されない状況や、州民投票や独立選挙区画定委員会のような直接民主主義的な手段が忌避されやすいという点で、一般的な理解でいう民意を公正かつ正確に反映した民主主義の観念には反することになる。

以上のことから、トーマス裁判官とカバノー裁判官のいずれの見解が主流となるにせよ、将来の共和党最高裁の見解は、連邦の選挙に関する州の規制が選挙条項の下で認められる権限を逸脱しているか否かについて、連邦最高裁が最終的判断を下すことを認める点で、連邦の選挙に関してフェデラリズムに反するばかりではなく、州段階での民主主義的な動きを抑制することを可能とする新たな役割を獲得することになると思われる¹⁰³。このような形で進む共和党最高裁による権力の拡大は、選挙による選出ではなくまた国民に対する結果責任を負わない連邦最高裁がそれ自体反民主

主義的な存在であるのか、それともロバーツコートないし共和党最高裁の反民主主義的性格にとどまるのかという今後の課題を提示しているといふことができよう¹⁰⁴。

4 結語

本稿では、共和党最高裁の2023年の主要判決を通して、これまでの連邦最高裁を支えてきた判例法理から離れて、共和党最高裁が統治分野に関してどのような方向性を示しているかについて検討を加え、それらの判決を通して最近権力の拡張が著しい共和党最高裁に対する民主主義的抑制の可能性について考察を加えてきた。具体的には、大統領の公務上の行為に対する免責にかかわる Trump 判決、行政国家と裁判所の役割に関する Loper Bright Enterprises 判決を通して、共和党最高裁による権力の拡張状況を示し、そのような状況に対する民主主義的抑制の可能性に関して、Moore 判決などを取り上げて若干の考察を行った。

その結果として、とりあえずの結論としては、共和党最高裁の権力拡張状況に対する民主主義的抑制は困難であるという判断に至ったが、なお明確な結論を出すためには、現在議論が進んでいる、機関それ自体としての連邦最高裁の有する反民主主義性を示すのか、それとも現在の共和党最高裁の一時的な様相にとどまるのかを検討する必要がある。それを今後の検討課題とすることによって、とりあえず本稿を閉じることにしたい。

※本論文は、科研費（課題番号：23K01085）の研究成果の一部である。

注

- 1 Bernard Debusmann Jr., *How the Supreme Court became a Political Battlefield*, BBC NEWS, <https://www.bbc.com/news/articles/crg4rz6zedyo>.

- 2 410 U.S. 113 (1973).
- 3 597 U.S. 215 (2022).
- 4 Matthew Levendusky, Shawn Patterson Jr., Michele Margolis, Josh Pasek, Kenneth Winneg and Katheleen H. Jamieson, *Has the Supreme Court become just another political branch? Public perceptions of court approval and legitimacy in a post-Dobbs*, SCIENCE ADVANCES vol 10, issue 10 (8 March, 2024), <https://www.science.org/doi/10.1126/sciad.adk9590>.
- 5 603 U.S. ____ (2024).
- 6 603 U.S. ____ (2024).
- 7 603 U.S. ____ (2024).
- 8 603 U.S. ____ (2024).
- 9 なお、銃規制の分野におけるについては、別稿で取り上げる予定である。
- 10 たとえば、オバマ大統領による穏健派のガーランド (Merrick Garland) 連邦高裁裁判官の指名をあげることができる。ただし、この人事は上院共和党の例を見ない強い抵抗により失敗した。
- 11 600 U.S. 1 (2023).
- 12 576 U.S. 787 (2015).
- 13 U.S. Const. amend. XII. 訳文は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』(野坂泰司訳) による。
- 14 Max Matza, *Donald Trump indictment: Ex-president charged with bid to overturn 2020 election*, BBC NEWS (3 August 2023), <https://www.bbc.com/news/world-us-canada-66263089>.
- 15 Charlie Savage and Adam Goldman, *The Trump Jan.6 Indictment, Annotated* (Aug.1, 2023), <https://www.nytimes.com/interactive/2023/08/01/us/trump-jan-6-indictment-2020-election-annotated.html>.
- 16 Amy Howe, *Justices rule Trump has some immunity from prosecution*, SCOTUSblog (Jul. 1, 2024, 12:26 PM), <https://www.scotusblog.com/2024/07/justices-rule-trump-has-some-immunity-from-prosecution>.
- 17 Trump v. United States, 23 – 929 U.S. Reports 1,5 (2023).
- 18 *Id.* at 9.
- 19 *Id.* at 14.
- 20 *Id.* at 15.

- 21 *Id.* at 19-20.
- 22 *Id.* at 21-24.
- 23 *Id.* at 25-30.
- 24 本判決には、法廷意見以外に、トーマス裁判官の補足意見、バレット裁判官の一部同意意見、ソトマイヨール裁判官の反対意見、ジャクソン裁判官の反対意見が付されているが、ここでは法廷意見が主要な反対意見とするソトマイヨール反対意見のみを取り上げる。
- 25 *Trump v. United States*, 23–929 U.S. Reports 1 (2023) (Sotomayor, J., dissenting) (slip op., at 6-8).
- 26 457 U.S. 731 (1982).
- 27 *Trump v. United States*, 23–929 U.S. Reports 1 (2023) (Sotomayor, J., dissenting) (slip op., at 12-14)..
- 28 *Id.* at 29-30. ACLU も法廷の友として提出した書面の中で、アメリカは法の支配によって統治されているのであり、民主主義にとって国家の首長が法の上に存在するという観念ほど危険なものはない。法の支配を支持することは、個人の権利を保障し、平等な取扱いと説明責任を確保することによって権力の濫用を防ぐことにあると主張していた。ACLU, *Press Releases: Supreme Court Grants Trump Broad Immunity for Official Acts, Placing Presidents Above the Law* (Jul. 1, 2024 11:45 AM)
- 29 Richard Lempert, *Commentary: Trump v. United States: Explaining the Outrage*, BROOKINGS 1, 2 (Jul. 12, 2024).
- 30 *Trump v. United States*, 23–929 U.S. Reports 1, 36 (2023). 実際、建国期の歴史家 15 名は、トランプの主張が憲法起草者の意思とは正反対のものであると反駁する裁判所の友書面 (Amicus Brief) を提出している。書面については、Brennan Center for Justice, *Resource, Historians' Amicus Brief in Trump v. United States* (April 5, 2024), <https://www.brennancenter.org/our-work/research-reports/historians-amicus-brief-trump-v-united-states>.
- 31 Lempert, *supra* note 29, at 6.
- 32 *Evaluating the Supreme Court: Harvard Law faculty weigh in on 2023-2024 SCOTUS term*, HARVARD LAW TODAY (Jul. 02, 2024), <https://his.harvard.edu/today/evaluating-the-supreme-court-harvard-law-faculty-weigh-in-on-2023-scoutus-term/>

- 33 Philip Rucker and Robert Costa, *Bannon vows a daily fight for 'deconstruction of the administrative state'*, WASHINGTON POST (Feb. 23, 2017 9:28 PM), https://www.washingtonpost.com/politics/top-wh-strategist-vows-a-d...-state/2017/02/23/03f6b8da-f9ea-11e6-bf01-d47f8cf9b643_story.html
- 34 Gregory Krieg, *What the 'deconstruction of the administrative state' really looks like*, CNN (Mar. 30, 2017 9:47 AM), <https://edition.cnn.com/2017/03/30/politics/trump-bannon-administrative-state/index.html>
- 35 834 F. 3d 1142 (10th Cir. 2016).
- 36 ただし、全員一致といっても、レーンキスト (William Rehnquist)、マーシャル (Thurgood Marshall)、オコナー (Sandra Day O'Connor) の各裁判官は忌避しているため、6名の裁判官による全員一致の判決である。
- 37 467 U.S. 837 (1984).
- 38 Chevron 法理は、具体的には2つの段階から構成される。第1段階では、裁判所は連邦議会が争点の問題を直接言及しているかについて伝統的な法律解釈の技法を用いて検討し、その点に関する連邦議会の意図が確認されれば、法律は多義的ではないと判断される。もし連邦議会のそのような意図が確認されなければ、第2段階に進み、連邦行政機関による多義的な法律条項の意味の解釈が許容しうるのであれば、裁判所は行政機関の解釈に対して敬讓を払うことになる、というものである。467 U.S. at 842-43.
- 39 Stephanie Mencimer, *Steve Bannon Wants to Destroy the "Administrative State."* *Neil Gorsuch Could Be the Key*, MOTHER JONES (Apr. 5, 2017), <https://www.mothrjones.com/politics/2017/04/steve-bannon-neil-gorsuch-administrative-state-chevron-deference/>
- 40 APA706条は、「判決に必要な限りでそれが提示されたときには、審査を行う裁判所はすべての関連する法の問題を判断し、憲法及び法律の条項を解釈し、その意味や行政機関の条件の適用可能性を決定する」と定める。5 U.S.C. § 706.
- 41 603 U.S.____ at 14.
- 42 603 U.S.____ at 24.
- 43 ただし、法廷意見は Chevron 法理に依拠して下されたこれまでの判決には、遡及しないとする。もっとも、特別な正当化事由が存在する場合にはその限りではないとする。603 U.S.____ at 34.

- 44 603 U.S.____ at 35.
- 45 603U.S.____ (Kagan., J., dissenting) (slip op., at 7 & 13).
- 46 ただし、ケーガンは行政機関への敬讓は常に適切というわけではなく、最終的には敬讓が求められるか否かは連邦議会の判断によるとする。603 U.S.____ (Kagan., J., dissenting) (slip op., at 11).
- 47 603 U.S.____ at 34.
- 48 Mark Buse, *The Supreme Court v. the Administrative State II : Chevron is no more*, VERBlog (Jul. 04, 2024), <http://verfassungsblog.de/chevron-supreme-court-loper-bright/>.
- 49 *Id.*
- 50 *Evaluating the Supreme Court: Harvard Law faculty weigh in on 2023-2024 SCOTUS term*, HARVARD LAW TODAY (Jul. 02, 2024) (Professor Richard Lazarus' comment), <https://his.harvard.edu/today/evaluating-the-supreme-court-harvard-law-faculty-weigh-in-on-2023-scoutus-term/>
- 51 *Press Release: Supreme Court Ruling on Relentless, Inc. v. Department of Commerce and Loper Bright Enterprises v. Raimondo Puts Communities and Sacred Earth at Risk*, INTERFAITH POWER & LIGHT, (Jun. 28, 2024), <https://interfaithpowerandlight.org/blog/2024/06/28/supreme-court-ruling-on-relentless-inc-v-department-of-commerce-and-loper-bright-enterprises...>
- 52 Buse, *supra* note 48.
- 53 597 U.S. 697 (2022).
- 54 *Evaluating the Supreme Court: Harvard Law Faculty weigh in on 2023-2024 SCOTUS term*, HARV. L. TODAY (Jul. 02, 2024) (Professor Tribe's comment), <https://his.harvard.edu/today/evaluating-the-supreme-court-harvard-law-faculty-weigh-in-on-2023-scoutus-term/>
- 55 この賛辞は、2016年のスカリア裁判官の逝去にあたって、ハーバード・ロー・レビューが発表したステートメントで用いられた。Christine Perkins, *Antonin Scalia'60 (1936-2016)*, HARV. L. TODAY (Feb. 13, 2016), <https://his.harvard.edu/today/antonin-scalia-60-1936-2016/>
- 56 Antonin Scalia, *Judicial Deference to Administrative Interpretations of Law*, 1989 DUKE L. J. 511 (1989).
- 57 *Id.* at 512-13.

- 58 5 U.S. (1 Cranch) 137, 177 (1803).
- 59 Scalia, *supra* note 56, at 513-14.
- 60 *Id.* at 516-17.
- 61 *Id.* at 517-18.
- 62 603 U.S.____ (2023) (Thomas, J., concurring) (slip op., at 2-4).
- 63 *Id.* at 15-20.
- 64 Mencimer, *supra* note 39.
- 65 603 U.S.____ (2023) (Gorsuch, J., concurring) (slip op., at 20).
- 66 連邦最高裁の改革案としては、増員案や管轄権の剥奪案など多岐にわたるが、もっとも一般的な案は18年任期制であるといわれる。Alicia Bannon and Michael Milov-Cordoba, *Supreme Court Term Limits — A Path to a More Accountable High Court*, BRENNAN CENTER FOR JUSTICE (Jun. 20, 2023) at 1.
- 67 ホワイトハウスによれば、改革案は3つの項目からなる。The White House, *FACT SHEET: President Biden Announces Bold Plan to Reform the S...ourt and Ensure No President is Above the Law* (Jul. 29, 2024), <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/...eform-the-supreme-court-and-ensure-no-president-is-above-the-law>. 第1の項目は、大統領の在職中の犯罪に対する起訴から免責されるとの Trump 判決を覆す憲法修正である。第2の項目が連邦最高裁裁判官の任期制の導入である。具体的には、大統領は任期中2年ごとに1名の裁判官を任命するというものであり、任期を18年とするというものである。この任期制案のメリットとして、連邦最高裁の構成が定期的に行われること、連邦最高裁判官の指名が予測可能で恣意性を軽減すること、一人の大統領が不当に影響力を有する機会を現象させることをあげられる。第3は、連邦最高裁裁判官の行動準則規程を法的拘束力のあるものにすることである。この点については、トーマス裁判官が実業家からのギフトや旅行費用について必要な報告をせず、連邦政府倫理法 (Ethics in Government Act) に違反するのではないかとされた事件を契機としている。Tierney Sneed, *What judicial ethics rules say about Clarence Thomas' lifestyle bankrolled by his friends*, CNN (Updated 11:36 AM, Aug. 13, 2013), <https://edition.cnn.com/2023/08/13/politics/clarence-thomas-billionaires-ethics-rules/index.html>.
- 68 18年任期制を支持するアメリカ芸術科学アカデミー (American Academy

- of Arts and Sciences) の合衆国最高裁作業グループは、この任期制が定着するまでのタイム・スケジュールとして 25 年を想定している。American Academy of Arts & Sciences, *The Case for Supreme Court Term Limits*, 1, 12-13 (Cambridge, Mass.: American Academy of Arts and Sciences, 2023).
- 69 Moore 判決については、吉川智志准教授による詳細な紹介があるので、本稿でもそれを多く参照した。吉川智志「独立州議会理論と合衆国憲法— Moore v. Harper 連邦最高裁判決」有斐閣 online ロージャーナル (2023 年) (YOLJ-L2308001).
- 70 600 U.S. ____1 (2023).
- 71 U.S. Con. Art. I, § 4, cl. 1.
- 72 600 U.S. at 3.
- 73 選挙条項は、「上院議員および下院議員の選挙を行う時、所および方法は、各州においてその議会が定めるものとする。」と定める。訳文は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 5 版』(野坂泰司訳)による。
- 74 600 U.S. at 11-14.
- 75 Ohio ex rel. Davis v. Hilderbrand, 241 U.S. 565 (1916).
- 76 Smiley v. Holm, 285 U.S. 361 (1932).
- 77 600 U.S. at 15.
- 78 576 U.S. 787 (2015).
- 79 600 U.S. at 17.
- 80 600 U.S. at 18.
- 81 600 U.S. at 36.
- 82 600 U.S. ____ (2023) (Kavanaugh, J., concurring) (slip op., at 2).
- 83 トーマス反対意見は、その冒頭で本件はムートであるとした。600 U.S. ____ (2023) (Thomas, J., dissenting) (slip op., at 1).
- 84 600 U.S. ____ (2023) (Thomas, J., dissenting) (slip op., at 17).
- 85 *Id.* at 20.
- 86 この反対意見には、スカリア裁判官も同調している。576 U.S. at 859 (Thomas, J., dissenting).
- 87 517 U.S. 779 (1995).
- 88 517 U.S. 620 (1996).
- 89 ハーバード・ロー・レビューの判例評釈は、ISLT の中でも非妥協的で最大限の

要求をするマキシマリスト ISLT であるとする。 *Leading Cases, Constitutional Law Election Clause — Independent State Legislature Theory —* Moore v. Harper, 137 HARV. L. REV. 290 (2023).

90 吉川、前掲論文注 (68) 1 頁。

91 吉川、前掲論文注 (68) 8 頁。

92 576 U.S. at 817.

93 *Id.* at 861-62 (Thomas, J., dissenting).

94 Jason Marisam, *The Dangerous Independent State Legislature Theory*, 2022 MICH. ST. L. REV. 571, 572-74.

95 *Leading Cases*, *supra* note 89, at 291.

96 588 U.S. 684 (2019).

97 600 U.S. ___, (Kavanaugh, J., concurring) (slip op., at 1).

98 Leah M. Litman & Katherine Shaw, *The “Bounds”, of Moore: Pluralism and State Judicial Review*, YALE L. J. F. 881, 886 (2023-2024).

99 531 U.S. 98 (2000).

100 Litman & Shaw, *supra* note 98, at 890 & 894.

101 バレット裁判官が加わる可能性があるとする。 *Id.* at 890.

102 Litman & Shaw, *supra* note 98, at 906.

103 *Leading Cases*, *supra* note 89, at 296.

104 *Id.* at 297-98.

